

教育委員会定例会事項書

令和2年4月15日(水)

10:00～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 黒田委員

2 前回定例会審議結果の確認（別紙参照）

3 議題

議案第 1号 公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 2号 三重県総合博物館協議会委員の任命について

議案第 3号 令和2年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

4 報告題

報告 1 令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

報告 2 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日 時

令和2年3月24日(火)

開会 9時30分

閉会 10時37分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、大森委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 森脇委員

4 採択議案の件名

議案第73号 三重県教育ビジョン(案)について

議案第74号 三重県特別支援教育推進基本計画(案)について

議案第75号 県立学校施設に係る長寿命化計画(案)及び実施計画(案)について

議案第76号 第四次三重県子ども読書活動推進計画(案)について

議案第77号 三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則案

議案第78号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

議案第79号 三重県総合博物館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第80号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第81号 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第82号 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則案

議案第83号 三重県立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の一部を改正する規則案

議案第84号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について

議案第85号 令和3年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について

議案第86号 職員の懲戒処分について

議案第87号 職員の人事異動(事務局)について

議案第88号 職員の人事異動(県立学校)について

議案第89号 職員の人事異動(市町等立小中学校・義務教育学校)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 「人権教育サポートガイドブック」について

報告2 令和2年度事務局職員の人事異動報告について

報告3 令和2年度県立学校教職員の人事異動報告について

報告4 令和2年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第1号

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和2年4月15日提出

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

提案理由

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年三重県人事委員会規則第十四号）の一部
三重県教育委員会規則第十四号

を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外職員)	(適用除外職員)
第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。	第二条 条例第十五条の三第一項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。
一 三重県公会管理規則（昭和三十五年三重県規則第四十九号）第一条第一項に規定する公舎に居住している職員	一 県が設置する公舎及びこれと同様に取り扱うべきが適当であると三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して認める住宅に居住している職員
二 三重県教職員住宅管理規程（昭和四十二年教委訓第一号）第一条に規定する教職員住宅に居住している職員	
三 三重県企業庁公会管理規程（昭和四十八年三重県企業庁管理規程第七号）第一条に規定する公舎に居住している職員	
四 三重県病院事業庁公会管理規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十六号）第一条第一項に規定する公舎に居住している職員	
五 国、他の地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和一九年政令第二百五十五号）第九条の一各号に掲げる法人その他三重県教育委員会（以下「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定めるものから賃与された職員宿舎に居住している職員	
六 (略)	二 (略)
(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)	(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)
第三条 条例第十五条の三第一項第一号の規則で定める住宅は、前条各号に規定する公舎、教職員住宅、職員宿舎及び住宅とする。	第三条 条例第十五条の三第一項第一号の規則で定める住宅は、第一条第一号に規定する公舎及び住宅並びに同条第一号に規定する住宅とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

住居手当の適用除外職員の見直しに伴い、規定を整備する。

2 改正内容

教職員住宅等に居住する職員について、住居手当の適用除外とする。

3 施行期日

令和3年4月1日

報告 1

令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び 三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

令和 2 年度三重県立高等学校等入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 4 月 15 日提出

三重県教育委員会事務局
高 校 教 育 課 長
特別支援教育課長

令和2年度三重県立高等学校等入学者選抜及び
三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

I 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜の概要について

前期選抜の全日制課程の実施学校数は、前年度から2学科・コース減少し、49校113学科・コースでした。募集人数が前年度から124人減少したのに対して、志願者数は427人減少しました。志願倍率は2.11倍で、前年度から0.04ポイント減少しました。

また、後期選抜の全日制課程の実施校数も前年度から2学科・コース減少し、53校123学科・コースでした。募集人数が221人減少したのに対して、志願者数は513人減少し、最終の志願倍率は1.08倍で、前年度から0.03ポイント減少しました。

各選抜における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

1 前期選抜等（2月6日・7日実施）

(1) 前期選抜

課程	実施学校数、学科・コース数	募集人数	志願者数	志願倍率	合格内定者数
全日制	49校113学科・コース	3,664	7,736	2.11	3,879
定時制	5校 12学科	216	252	1.17	163
通信制	1校 1学科	48	38	0.79	37

(2) 連携型中高一貫教育に係る選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	2校 2学科	定めていない	25	25

(3) 特別選抜

課程	実施学校数、学科数	募集人数	志願者数	合格内定者数
全日制	1校 1学科	4	2	0
定時制	5校 12学科	48	10	6

2 後期選抜（3月10日実施）

(1) 最終志願状況

課程	募集人数	志願者数	志願倍率
全日制	7,444	8,012	1.08
定時制	591	1,82	0.31
通信制	403	32	0.08

(2) 合格者の状況（前期選抜等を含む）（合格者発表：3月17日）

課程	入学定員	合格者数
全日制	11,400	10,977
定時制	760	298
通信制	440	66

※ 秋期入学者選抜入学定員（定時制課程10人、通信制課程60人）を除く。

3 再募集・追加募集

(1) 再募集(全日制課程及び定時制課程3月23日実施、通信制課程4月2日実施)

課程	実施学校数、学科・コース数	募集定員	志願者数	合格者数
全日制	29校 45学科・コース	423	133	86
定時制	11校 15学科	462	59	41
通信制	2校 2学科	374	15	13

※ 志願者がいなかったため、全日制8校13学科・コース、定時制1校1学科で検査を実施しなかった。

(2) 追加募集(3月27日実施)

課程	実施学校数、学科数	募集定員	志願者数	合格者数
定時制	11校 12学科	371	29	22

※ 志願者がいなかったため、定時制5校5学科で検査を実施しなかった。

4 合格者総数

課程	入学定員	合格者総数	充足率(%)
全日制	11,400	11,068	97.1
定時制	760	362	47.6
通信制	440	79	18.0

※ 合格者総数には追検査による合格者(全日制課程5人、定時制課程1人)を含む。

※ 秋期入学者選抜入学定員(定時制課程10人、通信制課程60人)を除く。

II 令和2年度三重県立高等学校専攻科入学者選抜の概要について

四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科では、令和元年9月13日に特別選抜、令和元年11月8日に一般選抜を実施しました。

また、水産高等学校漁業専攻科及び機関専攻科では、令和2年3月10日に入学者選抜を実施しました。

各専攻科における志願者数や合格者数等の状況は次のとおりです。

なお、桑名高等学校衛生看護専攻科では、5年一貫教育のため専攻科の入学者選抜は実施していません。

1 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜

コース	入学定員	志願者数	合格者数
機械	10	18	12
電気	10	16	8

2 水産高等学校漁業専攻科・機関専攻科入学者選抜

学科	入学定員	志願者数	合格者数
漁業専攻科	10	5	5
機関専攻科	10	6	6

- Ⅲ 令和2年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について
 令和2年度三重県立特別支援学校入学者選考は、2月7日に選考を実施するとともに、3月10日に再募集による選考を実施しました。
 各特別支援学校高等部の入学者選考の状況は次のとおりです。

1 選考（2月7日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
盲学校	1	1	1	0
聾学校	5	5	5	0
くわな	24	24	7	17
西日野にじ学園	52	52	18	34
稻葉	24	24	8	16
松阪あゆみ	39	39	9	30
玉城わかば学園	27	27	9	18
北勢きらら学園	7	7	6	1
城山	8	8	7	1
度会	5	5	4	1
東紀州くろしお学園	4	4	2	2
同おわせ分校	6	6	4	2
伊賀つばさ学園	18	18	14	4
杉の子	3	3	3	0
同 石薬師分校	29	29	6	23
かがやき 緑ヶ丘校	1	1	0	1
同 草の実校	2	2	2	0
合 計 (17校)	255	255	105	150

(参考)

昨年度実績	277	277	128	149
-------	-----	-----	-----	-----

2 再募集による選考（3月10日実施）

学校名	受検者数	合格者数	中学部からの合格者数	中学校等からの合格者数
くわな	1	1	0	1
稻葉	2	2	1	1
北勢きらら学園	1	1	0	1
度会	1	1	1	0
東紀州くろしお学園	1	1	0	1
伊賀つばさ学園	2	2	1	1
杉の子 石薬師分校	3	3	0	3
合 計 (7校)	11	11	3	8

(参考)

昨年度実績	5	5	3	2
-------	---	---	---	---

3 合格者総数

県立特別支援学校 高等部	受検者 総 数	合格者 総 数	中学部から の合格者 総 数	中学校等から の合格者 総 数
合 計 (17校)	266	266	108	158

(参考)

昨年度実績	282	282	131	151
-------	-----	-----	-----	-----

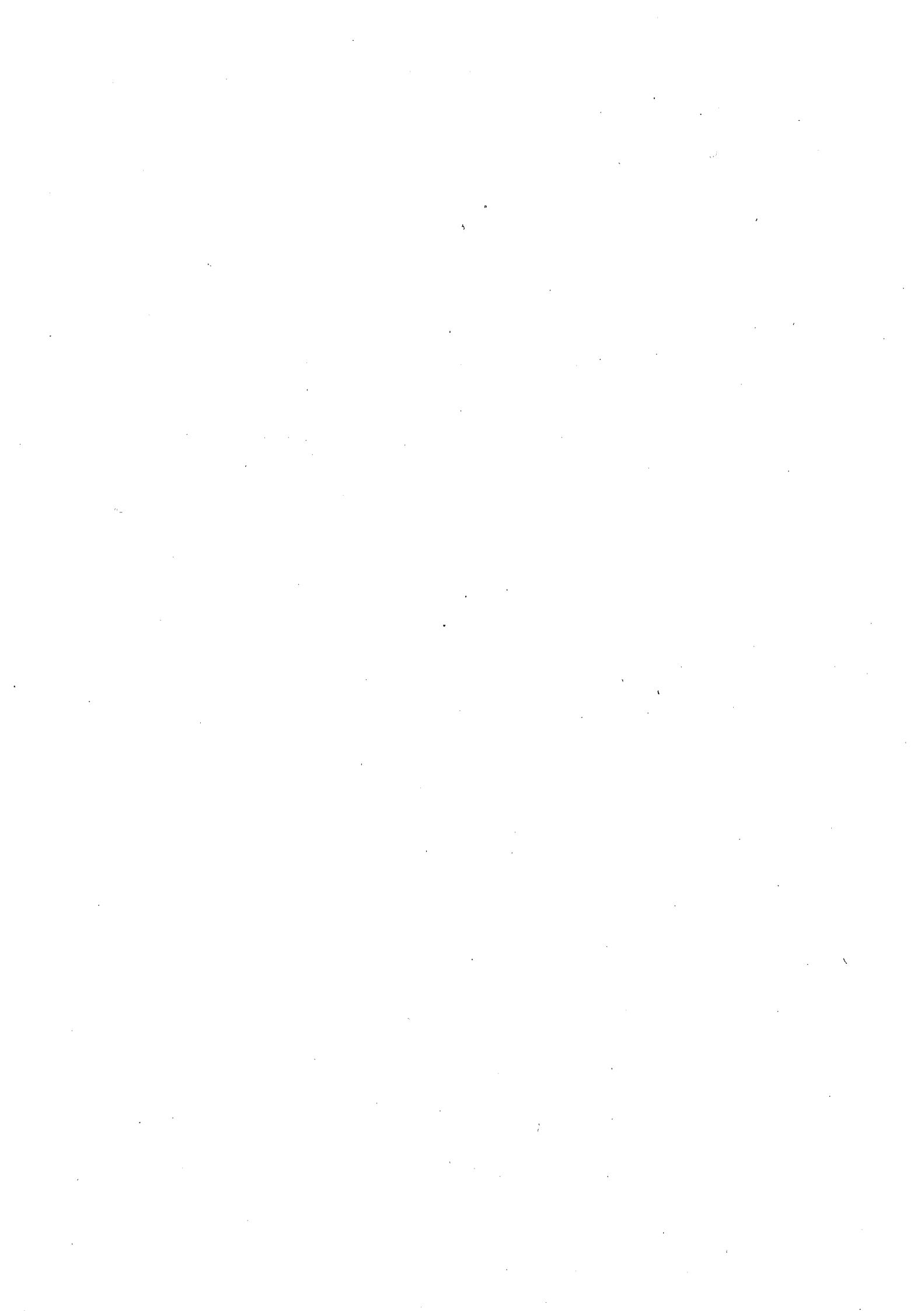
報告 2

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、別紙のとおり報告する。

令和2年4月15日提出

三重県教育委員会事務局
教育総務課長



新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 これまでの対応

- 令和2年2月28日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」を踏まえ、3月2日から春季休業の開始日までの間、県立学校を臨時休業としました。
- 令和2年3月24日付け文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、本県においては、感染経路が把握できており、感染源が未知の感染者数はゼロとなっていることなどから“感染状況が一定程度に収まっている地域”であると考えられるとして、4月8日から県立学校を再開することとしました。
- 3月28日に鈴鹿市で開催された陸上競技の講習会に多くの子どもたちが参加し、感染者の方との接触者となったことを受け、鈴鹿市、四日市市、三重郡、亀山市、津市内の県立学校における教育活動の再開を、4月1・3日まで延期しました。
- 4月10日には、以下のとおり、隣接県における感染の拡大状況や県内の状況を踏まえ、全ての県立学校を休業とすることとしました。

2 臨時休業について

全国的に新型コロナウイルスへの感染が拡大しており、本県からの通勤などの人の移動が多い愛知県においても、感染者数の増加に加え、感染経路が判明しない件数も増加し、本県での感染リスクも、これまでになく高まっています。また、隣接する岐阜県では新たなクラスターが発生しているほか、滋賀県、和歌山県でも感染が拡大しており、大阪府においても先般、特別措置法に基づく緊急事態宣言がなされるなど、周辺における状況が急変しています。

省内においては、感染経路が不明なものはないものの、特に最近は県外からの移動者に係る感染が継続しています。さらに、これまででは感染が確認されていなかった県南部地域においても感染者が確認されるなど、地域が拡大しています。

このように、愛知県や大阪府等への通勤などの人の移動や県内の発生状況を総合的に考えると、三重県における感染リスクはこれまでとは異なる状況にあります。

学校における教育活動については、児童生徒の安全を第一に考えながら、学びの継続との両立を慎重に検討し、対応してきましたが、今回のこれまでとは異なる次元の感染リスクの高まりを受け、全ての県立学校について、臨時休業としました。

【臨時休業の期間】

全ての県立学校で、令和2年4月15日（水）から令和2年5月6日（水）を臨時休業とします。（ただし、盲学校、聾学校、杉の子特別支援学校石薬師分校、特別支援学校北勢きらら学園は4月16日、城山特別支援学校は4月17日からとします。）

4月13日以降に入学式を予定している35校をはじめ、各学校が新学期の開始時期であり、休業期日前には、臨時休業期間中の過ごし方や学習方法などを伝える必要があること、保護者が少しでも準備できる期間を設ける必要があることを考慮し、13日と14日は、通学時の混雑緩和を含め、感染対策を徹底して登校することとし、臨時休業の期間を4月15日から5月6日までとしました。

また、それぞれの学校ごとに通学時の公共交通機関の混雑状況を確認し、必要に応じて登校時間の調整、始業時間の変更により混雑の解消を図るとともに、これらによ

り対応できない高等学校8校、特別支援学校5校については、4月13日と14日に臨時バスを運行しました。

3 学校の対応

(1) 臨時休業中の児童生徒の健康管理

児童生徒に対し、以下に示す感染予防対策に留意して過ごすよう指導とともに、児童生徒の状況把握に努めます。

- ① 家庭においては体温測定を行うなどの体調管理に努める。
- ② 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ③ 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用する。
- ④ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」であるため、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(2) 休業中の連絡体制の確保

メール配信システム等の活用など、学校からの連絡が児童生徒及び保護者に確実に伝わるように体制を整えます。

(3) 教育課程

① 家庭学習について

学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を課すとともに、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供します。また、児童生徒が年度初めから授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習など、必要な措置を講じます。

② 登校日について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を設けます。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保するなど、感染拡大防止のための措置等を講じます。また、登下校が通勤時間帯と重ならないよう配慮するとともに、終了後は速やかに帰宅させます。

③ その他の指導の工夫について

必要に応じて児童生徒を個別に指導する場合や、家庭の状況等により特別な配慮が必要となる場合は、教職員がきめ細かな対応を行うなど、工夫を行います。

特別支援学校の幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない場合が考えられることから、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の対応を行います。

その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意します。

(4) 健康診断への対応

学校医等による健康診断については、再度、学校医等と日程を調整します。検診

業者による健康診断については、教育委員会の連絡後に改めて調整します。

(5) 心のケア等に関すること

臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」等）等を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮します。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導を行うことなどを通じて、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを理解させ、偏見や差別が生じないように配慮します。

(7) 部活動

部活動については休止とします。ただし、自宅での活動を禁止するものではないが、自主的な活動であっても集団で活動することがないよう指導します。

(8) 運動機会の確保

児童生徒の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境下で行うよう児童生徒に指導します。また、学校の運動場や体育館等を感染拡大防止の措置を講じたうえで開放します。

(9) 教職員の勤務

教職員の勤務については通常どおりとします。

4 県教育委員会の対応

- 各学校の登校日の設定状況や登校日に実施する内容を把握し、各学校における感染防止対策や学習支援の取組に対し必要に応じて指導・助言を行います。
- 臨時休業に伴う教育活動への影響を考慮し、子どもたちの家庭での学びを支援するため、オンライン教育について検討します。
- 休業期間中の登校日に児童生徒が安全に安心して登校できるよう、特に時差通学等での対応が難しいバスや鉄道の路線等に、混雑を緩和するためバスを運行します。
- 特別支援学校については、休業中に登校する児童生徒に対応するため、スクールバスを運行するとともに、昼食を提供します。

